

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金  
林業事業体自主研修支援事業実施要領

制定 令和5年4月3日

(趣旨)

**第1条** この要領は、林業事業体が、各事業体における課題を解決するために自主的に行う研修（以下「自主研修」という。）の実施に要する経費に対して、公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（以下「財団」という。）が予算の範囲内において助成するために必要な事項を定める。

(研修内容)

**第2条** この事業の対象とする自主研修の内容は次のものとする。

- 1 新たな事業展開を図るための研修
- 2 経営の改善を図るための研修
- 3 経営者、職員等の意識改革を図るための研修
- 4 労働災害防止を図るための研修
- 5 現場技術者の技術向上を図るための研修

(事業主体)

**第3条** 事業主体は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主とする。

(助成内容)

**第4条** 事業主体が第2条に規定する研修内容について自主研修を実施した場合、財団は該当年度の予算の範囲内において、事業主体が支出した経費の一部又は全部を助成することができるものとする。

- 2 前項の規定による財団の助成割合は10/10以内とし、助成金額は千円未満切り捨て、上限は10万円とする。なお、講師等に対する謝金、旅費については、財団が定める積算基準の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする事業主体は、該当年度において実施する自主研修についての自主研修助成金交付申請書(様式第1号)を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

**第6条** 理事長は、前条の規定による自主研修助成金交付申請書を受理したときは、書類審査等により適当と認めるものについて交付する助成金額を決定し、自主研修助成金交付決定通知書(様式第2号)により、事業主体に通知するものとする。

(事業の変更等)

**第7条** 前条の交付決定通知を受けた事業主体は、次に掲げる変更等を行う必要がある場合は、自主研修助成金変更交付申請書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(1) 前条の規定により通知された交付決定額の変更(事業の中止を含む。)

2 理事長は、前項の規定による自主研修助成金変更交付申請書を受理したときは、書類審査等により適当と認めるものについて交付する助成金額を決定し、自主研修助成金交付決定変更通知書(様式第4号)により、事業主体に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 事業主体は、当該事業が完了したときは、すみやかに自主研修実績報告書(様式第5号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

**第9条** 理事長は、受理した実績報告書を審査し適正と認めたときは、事業主体から提出される自主研修助成金請求書(様式第6号)により、助成金を交付する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月3日から施行する。